

第12回西脇市自治基本条例検討委員会次第

- 平成24年10月22日(月) 午後7時00分から
- 西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 協議等

- (1) パブリックコメントの意見及び回答について
- (2) 西脇市自治基本条例(素案)の修正について
- (3) 西脇市自治基本条例市民フォーラムのアンケート結果について
- (4) その他

4 その他

今後の予定

第36回西脇市議会定例会

自治基本条例提案 平成24年12月4日(火)

特別委員会 平成24年12月19日(水)、12月20日(木)

5 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

西脇市自治基本条例素案に対する意見についての考え方（案）

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
前文	「個性溢れるまちづくり」の内容は。	<p>東経135度と北緯35度が交差する地理的特徴を生かし、「日本のへそ」を標榜したまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>具体的には、日本へそ公園・経緯度地球科学館の整備、「へその西脇・織物まつり」やへそマラソンなどの各種イベントの開催や、全国のへそ・中心を名乗る市町村で結成している「全国へそのまち協議会」での交流、さらには、最近では新たな特産品として「日本のへそゴマ」の栽培にチャレンジするなど、“へそ”をテーマにしたさまざまなまちづくりを展開しています。</p>	無
第2条第1号 (市民の定義)	<p>「市民」の範囲を、住所を有する者以外に広げている。国籍や民族を問わない人権尊重の基本理念に反することは分かるが、市民の範囲を外国人を含むことは適切か。</p> <p>将来、日本国民が減少し、大量の外国人が流入してきた場合、最近の近隣諸国の動向を見ると危機管理が希薄なのではないか。</p>	<p>「市民」を広範囲に定義していますので、外国籍の方も含まれます。</p> <p>また、条例の基本理念として、国籍・民族などに関わらず、人権が尊重されることや基本原則として多様性の尊重を謳っていますので、外国籍であっても西脇市に居住され、通勤され、納税されている方を市民の範囲から外すことはできないと思っています。</p> <p>ただし、危惧を抱かれているように、具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等（例えば住民投票など）で改めて範囲を限定する必要があると考えています。</p>	無
第2条第1号 (市民の定義)	他市町から、通勤、通学する者も市民に該当するのか。また、活動するもの、事業を営むもの、市の政策等に直接利害関係を有する、市長が認める者の意味は。	<p>自治基本条例では、地域社会の課題解決やまちづくりを推進するためには西脇市に関わる幅広い人々の協力や連携が必要であることから市民の範囲を広く捉えていますので、通勤、通学する方も市民に該当します。例えば、高校生が地域の清掃などのボランティアやまちづくり活動に参加していますし、企業などもCSR活動として清掃活動などを行っておられます。</p> <p>また、活動するものは様々なボランティア活動などを行うグループや団体を、事業を営むものとは西脇市内で会社などを経営する人とその法人を指しています。次に市の政策等に直接利害関係を有するとは、市内に居住されていないが不動産などをお持ちで納税義務を有する方と市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認める個人や法人を指しています。さらに、ふるさと納税のように市の施策を遠くから支援いただいている方もありますので、そのような方も市民に含めるべきであると考えています。</p>	無

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
第2条第5号 (協働の定義)	市民と市が対等とあるが、本来行政がすべきことを市民に押し付けるということにならないか。	市民と市が対等としているのは、両者が同程度の負担を負うというのではなく、「命令・服従」の関係にないということです。 また、市民・議会・市長等のそれぞれの果たすべき役割と責務に規定しているように、行政がすべきことを市民のみなさんに押し付けるというものではありません。	無
第4条第1号 (補完性の原則)	自治基本条例の基本原則の第一が「補完性の原則」というのは、市民に対し「公的責任の放棄」に寛容になれと言っているようで、市の無責任を心配します。	これまで説明を行ってきた中でもいただいたご意見で、こちらの説明不足を感じています。 補完性の原則の考え方につきましては、本来、市民・議会・行政のそれぞれが担うべき役割を担っていくもので、当然、市が行うべき公的責任につきましては市が行ってまいりますし、それぞれが互いに足りないところを補いあっていくものと考えておりますので、決して公的責任を放棄するというものではありません。	無
第4条第2号 (多様性の尊重)	多様性の尊重の中に「男女共同参画」とあるのに違和感がある。 男女共同参画はまちづくりの基本となる考えで、「多様な価値観を持つ人々」と表現されると、一部の特殊な考え方を持った人という誤解を受けるのではないかと感じる。	ご意見のとおり、誤解を受ける可能性があると思われることから、次のとおり条文を修正します。 「多様性の尊重 多様な人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、一人ひとりの個性や価値観を尊重すること。」	有
第4条第2号 (多様性の尊重)	多様性の尊重の中に「男女共同参画」と「多文化共生」という言葉を入れる必要があるのか。 どちらも第3条第2号に含まれており、男女共同参画は特別なことではないと考えている。この2つだけが盛り込まれていることに偏りを感じる。	ご意見のとおり、次のとおり条文を修正します・ 「多様性の尊重 多様な人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、一人ひとりの個性や価値観を尊重すること。」	有
第10条 (参画の制度)	第10条については、第1項と第2項のみで、第3項(意見提出の際の市民間討議)、第4項(市民間の討議の場の提供)は削除すべきではないか。	ご指摘の条文につきましては、市民同士で議論いただくことの重要性を謳っているものです。ただし、多くの人が集まって意見をまとめることができない場合や少数者の意見も大切であることから「努めるものとします。」という努力規定として定めています。 また、市民間の討議の場の提供につきましては、座談会やラウンドテーブルなどの開催や公共施設の貸出などを市が行うことを考えています。	無
第10条 (参画の制度)	重要な案件でパブリックコメントが実施されても、知らない間に終わってしまったということのないように、回覧や全戸配布などできる限り多くの市民に周知を行うことはできないか。	ご意見につきましては、今後市民意見提案手続(パブリックコメント)に関する条例などを検討する際の参考にさせていただきます。	無

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
第10条 (参画の制度)	<p>「市民に対して十分な情報を提供する」とあるが、昨年の第5期介護保険制度のパブリックコメントの際の経験から、①必要な資料はすべて無料で提供してほしい。②何についての意見が欲しいのか明確にほしい。③意見に対する回答はホームページではなく、少なくとも個人に文書で回答すべき。④気軽に市政に対して意見を述べることができ、その回答がもらえるような体制を市民の立場に立って考えて欲しい。</p> <p>第10条が形だけのものにならないようにしてほしい。</p>	<p>ご意見につきましては、今後市民意見提案手続（パブリックコメント）に関する条例などを検討する際の参考にさせていただきます。</p>	無
第5章 (住民投票)	<p>「住民投票」の項に「議会への請願・陳情」を追加</p>	<p>議会への請願及び陳情につきましては、議会基本条例において、その取扱いなどを詳細に規定される予定ですので、自治基本条例では規定しないこととしています。</p>	無
第12条第2項 (住民投票)	<p>住民投票に参加できる者の資格を「それぞれの事案に応じ別に定める」の意味は、投票資格のある者を別途定めるといふことか。全体の意見ではなく特定の団体の意見が反映される心配はないか。</p> <p>また、投票権を「日本国籍を有する者」に限定しないと、外国人地方参政権付与の布石となるのではないか。</p>	<p>投票資格については、例えば、「日本国籍を有する20歳以上の者」というふうに定めるもので、特定の団体を指定するものではありません。</p> <p>「それぞれの事案に応じて別に定める」の意味は、投票の対象となる事案によって、対象となる年齢を下げた方がいい場合や国籍に関係なく本市に居住する者とするべきなどそれぞれ異なることから、その事案にあった投票資格者を定めることとしています。</p> <p>住民投票は重要な案件について住民の意思を直接確認する手法（直接民主制）で間接民主制（市長や議員を選んで信託する）を補完する制度として地方自治法で保障されているものです。その実施に当たっては、住民投票に関する条例を制定する必要がありますので、投票資格者の範囲については、最終的に議会で判断することとなります。</p> <p>また、住民投票は、市民の意思を確認するためのもので、参政権とは別のものでありますし、外国人の参政権を認めるためには当然法律の改正も必要となりますので、最終的には国会での議論が必要になるものと考えています。</p>	無
第14条 (地域自治協議会)	<p>地域自治協議会と既存の町内会の違いは。また、その役割と権限はどうなるのか。</p>	<p>地域自治協議会については、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区においてそれぞれ設置する団体を想定しており、既存の町内会とはその範囲が異なり、実施される事業の内容もそれぞれの地区において検討し、決定いただくこととなります。</p> <p>また、その役割と権限については、今後、市としての考え方を整理し、必要に応じて区長会やまちづくり協議会、各種団体などのご意見を伺いながら検討していきたいと考えています。</p>	無

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
第16条 (市民の権利)	自治基本条例が市民の「権利」と「義務」について規定しようとするからには、明石市自治基本条例の規定にあるように「市民は市政に参画しないことによって不利益な取り扱いを受けない」という規定を設けるべきではないでしょうか。	ご指摘の点につきましては、検討委員会から出された原案の中には規定されていましたが、条例全体として参画と協働やお互いの助け合いを進めていきたいと思いますという規定を設けるのは矛盾するのではないかとことから削除したものです。 また、市民の市政への参画につきましては、権利として規定しています。	無
第20条 (議会の責務)	政策形成機能の強化とその活用については、議会の責務というよりも行政の役割ではありませんか。議会に関連付けて強いて言えば、議員や会派の役割なのではないでしょうか。	これまで条例などについては、執行機関（市長、教育委員会など）が提案し、議会で審議し議決を得るというものがほとんどでした。しかし、議会も二元代表制の一翼を担う機関として、政策形成を行い、条例などの議案を提出するという機能の強化を行う必要があるという考えから定めています。	無
第30条 (政策法務)	法令を地方自治体が自主的に解釈してもいいのか。	地方自治法第2条第12項に「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」とあり、地方自治体の法令の自主解釈権を明確に規定しています。 ただし、どのように解釈してもいいというのではなく、本条において「法令等の適切かつ自主的な解釈」と規定しています。	無
第42条第2項 (条例の位置付け)	条例に優劣はなく、基本条例も他の条例と平等であると考えますが、基本条例のみが他の条例に優越することはないか。	ご意見のとおり条例間に優劣はありませんが、市政運営の基本的なルールを定めるのが自治基本条例であることから、この条例は、本市の条例体系の基本となる規範として位置付けられ、他の条例、規則等の制定や改廃を行う際には、この条例の趣旨を尊重し、整合を図るものと考えています。	無
その他	自治基本条例は、市民が市政に参画するためのものがあるが、現状では市民の意見は反映されていないのか。 現行のシステムでパブリックコメントを実施したり陳情を受け付けることはできないのか。	現状でも市民の意見を反映した市政運営に努めており、パブリックコメントや陳情を受け付けることは可能ですが、今後、さらに参画と協働を進めるため、また、市政運営の基本として、明確にしておく必要があると考えて規定しています。	無
その他	日本国憲法にのっとり地方自治法に基づき市政運営をしている中、なぜこの時期に自治基本条例を制定するのか。	ご指摘のとおり、市政運営は地方自治法などに基づき行っていますが、2000年のいわゆる地方分権一括法の施行やそれに伴う地方自治法の改正などにより、自己決定・自己責任による市政運営がこれまで以上に求められるようになっており、本市の市政運営の基本的なルールを定める必要があることから自治基本条例を制定しようとしています。	無

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
その他	<p>市民は、より良い市政運営をしてくれそうな市長や議員を選挙で選びその手に委ねているが、自治基本条例に関心を持ち、委員に公募し、住民投票の資格を得ようとする市民が特定のイデオロギーを持つ団体に牛耳られる心配はないか。</p> <p>また、自治基本条例で決定された事案が他の条例より優先されることになれば議会が軽視されることになるのではないか。</p>	<p>例えば、この自治基本条例検討委員会委員につきましては、各種団体から選出いただいた委員9名と西脇市総合計画の策定に携わられた委員4名、公募の委員6名と学識委員3名の22名で構成されており、公募委員のみで構成してはおりませんし、公募による委員のみならずそれぞれまちづくりや様々な団体で活動されている方でそれぞれの考え方はお持ちですが、特定のイデオロギーに偏った方だけで検討しているわけではありません。また、他の検討委員会や審議会なども同様の配慮をしているので、そのような団体に牛耳られる心配はありません。</p> <p>また、この条例は、自治の基本理念や原則、市政運営をどのように決定していくのかという基本ルールを定めるもので、この条例により新しい案件を決定するものではありません。</p> <p>条例の制定・改廃には必ず議会の議決が必要であるため、議会の意思は反映されることとなります。</p>	無
その他	「市長への手紙」ポストの設置を提案する。	本市では、平成12年から「御意見箱」を主要公共施設に設置しています。	無
その他	自己責任や自助、共助を条例で縛り、将来的には罰則を設けるのではないかと心配している。	本条例では、参画と協働による市政運営を推進していくことをより明確に定めるものですので、基本原則として補完性の原則や参画と協働を謳っていますが、市民の方々の行動を条例で縛り、罰則を設けるものではありません。	無
その他	議員が「ムラ」推薦で選ばれ、「ムラ」の代表（口利き）性が強く、本来の議員の仕事である市理事者の市政運営のチェック機能が果たされていないのではないか。	<p>条例素案第19条第2項に、議会は適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。と規定しているとおり、これまで以上に市政運営のチェック機能を果たすこととなります。</p> <p>また、議会基本条例においても市民の代表として高い倫理観をもって行動することを規定する予定です。</p>	無
その他	農業委員の選挙がここ数年無投票で、各地区で委員数を割り当てて順番を決めているようで、もっと開かれた農業員の選挙ができるような条例も必要ではないか。	農業委員会委員の選挙については、あくまで立候補の結果無投票となっています。	無
その他	行政が税金の無駄遣いをできないような条例が必要ではないか。	自治基本条例において定めている、市民の参画や情報共有などが適正に行われていくことで、その事業を実施することが税金の無駄遣いなのか市民のみなさんにも御判断いただけるとともに、様々なご提言をいただけるようになるものと考えています。	無

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
<p>その他</p>	<p>条例素案全体から、「助け合うのは市民同士」というキーワードばかりが強く伝わってくる。</p> <p>最近、「市役所職員や公務員は楽して高い給料をもらっていて、けしからん」「痛みを知れ」「公のものはみんな民営化すればいい」という感情が高まり、公的なものはどんどん民営化すべしという風潮が強まってきており、「市民病院も民営化しては」という意見もあるようです。</p> <p>しかし、市民として良く考えないといけないと思う。病院は命を守る場所で、命はお金に代えられません。また災害になった時、撤退せずに市民を守ってくれるのはどこでしょう。教育や医療・福祉、公的な職場は市民の宝です。公務員をひたすら少なくしていけば過重負担がさらに進み、廻りまわって市民の首を絞めることになります。</p> <p>条例にせずとも市民同士が助け合うのは当然で、助け合うべきは公務員と市民であると思う。</p> <p>市民は公務員を応援し励まし守る。そして公務員は全力で市民を守る。それが大切だと思う。</p> <p>市が公的な役割を十分に果たすことができるような条例にしてください。</p>	<p>市での考え方</p> <p>いただいたご意見を真摯に受け止め、全力で市民を守る、公的な役割を十分に果たせるよう頑張っております。</p>	<p>無</p>
<p>その他</p>	<p>自治基本条例に反対します。</p> <p>自治基本条例を学習する会で「市は財源不足です。」「少子高齢化社会に対応する参画と協働のまちづくり」をめざしていると。そしてこの条例は、市長が変わっても活用されると聞きました。</p> <p>今農産物直売所「旬彩館」の赤字での運営等、財源不足なのに市税を無駄にするなど、市政のあり方に、そして、何をビジョンとしているのか見えません。</p> <p>ハローワークには、失業、企業の倒産などで大勢の方が来ています。複数のパートの勤めでやっと生活を支えている子どもたちの親のもとで、明るく健康にすくすく成長するのでしょうか。</p> <p>西脇市民憲章は、活力に満ちた地域社会を実現のため市民の努力目標が謳われています。新たな条例は、市民を縛り、責任の押し付けになるように思います。市行政は、市民と共に「市民憲章」の実現にさらに努力されることと思います。</p>	<p>市政について何をビジョンとしているのか見えないというご意見につきましては、総合計画や各種計画などを広報やホームページでお示ししてありますが、まだまだ説明不足なところがあると反省しておりますが、自治基本条例素案には、市民と市の情報の共有を基本原則に掲げており、これまで以上に市民のみなさんへの情報提供を行い、情報を共有して行こうとしておりますので、市のやろうとしていることがもっとお分かりいただけるものと考えております。</p> <p>また、条例素案の基本理念は、西脇市民憲章を踏まえたものとなっております。市民憲章の実現も含んでいるものと考えています。</p>	<p>無</p>

該当条項等	意見の概要	市の考え方	反映の有無
<p>その他</p>	<p>これまでのまちかどミーティングや市ホームページや広報紙の記事などの説明によると、自治基本条例は、「自己決定・自己責任によるまちづくり」を進める、「財政的に厳しい状況の中、行政サービスを担うことは難しい、「補完性の原則」とは、身の回りの問題はまず個人や家族が対応（自助）に当たり、次に個人や家族が対応できない問題は地域社会（隣保⇒町（町内会）⇒地区）で対応（共助）に当たり、それでも対応できない問題は行政（市⇒県⇒国）が担う（公助）という考え方であり、この考え方を自治の基本的ルールとするという目的のために必要だと繰り返し述べられています。</p> <p>地方自治の本旨は、市民の福祉の増進を図ることだと思っていますが、自治基本条例素案にはその本旨が欠落しています。第23条の「市長の役割と責務」の規定では、市民福祉の向上が枕詞か添え言葉のように使用されていますが、本来は市民福祉の向上のためにこそ自治基本条例がつくられなければならないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、地方自治体の役割の最も大きな部分は市民福祉の増進を図ることであり、条例素案にも市長の役割と責務として、市民福祉の向上を規定しています。</p> <p>また、この条例が市民福祉の向上のためにつくられなければならないとのご指摘ですが、市民福祉を向上させるためには、行政内部のみですべての政策や施策について立案・実施・評価・見直しを行うのではなく、それぞれの段階において、市民のみなさんのご意見を伺い、反映していくことが必要だと考えており、条例素案の第1条に規定しているとおりに、自治基本条例ではそのための仕組みを定めています。</p> <p>つまり、本条例に定めようとしている仕組みに基づき市政運営を行うことによって、市民福祉の向上につながるものと考えています。</p>	<p>無</p>

第12回西脇市自治基本条例検討委員会資料

【条例素案】

(定義)

第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 市議会（以下「議会」と言います。）及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

【条例素案修正案】

(定義)

第2条 この基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

第2章 基本理念及び基本原則

第2章は、自治の基本理念と基本原則を定めています。

【条例素案】

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により、自治を推進するものとします。

- (1) 補完性の原則 地域課題の解決に当たっては、より身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完していくこと。
- (2) 多様性の尊重 多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重すること。
- (3) 情報の共有 自治の推進に必要な情報を共有すること。
- (4) 参画と協働 それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画と協働を推進すること。

【条例素案修正案】

(基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により、自治を推進するものとします。

- (1) 補完性の原則 地域課題の解決に当たっては、より身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完していくこと。
- (2) 多様性の尊重 多様な _____人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、一人ひとりの個性や価値観 _____を尊重すること。
- (3) 情報の共有 自治の推進に必要な情報を共有すること。
- (4) 参画と協働 それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画と協働を推進すること。

第3章 情報の共有

第3章では、第4条第3号に定める情報共有の原則を受け、情報共有を進めるための具体的な施策を定めています。

【条例素案】

(情報の提供)

第5条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

2 市は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

【条例素案修正案】

(情報の提供等)

第5条 市は、市民が必要とする情報を把握し、当該情報を積極的かつ効果的に提供するために、広報及び広聴の充実を図るものとします。

2 市は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

第4章 参画と協働

第4章では、第4条第4号に定める参画と協働の原則を受け、参画と協働を進めていくための具体的な制度について定めています。

【条例素案】

(参画と協働の推進)

第9条 市は、参画と協働による市政を推進するため、必要な情報及び学習の機会を提供するとともに、 制度及び施策を講ずるものとしします。

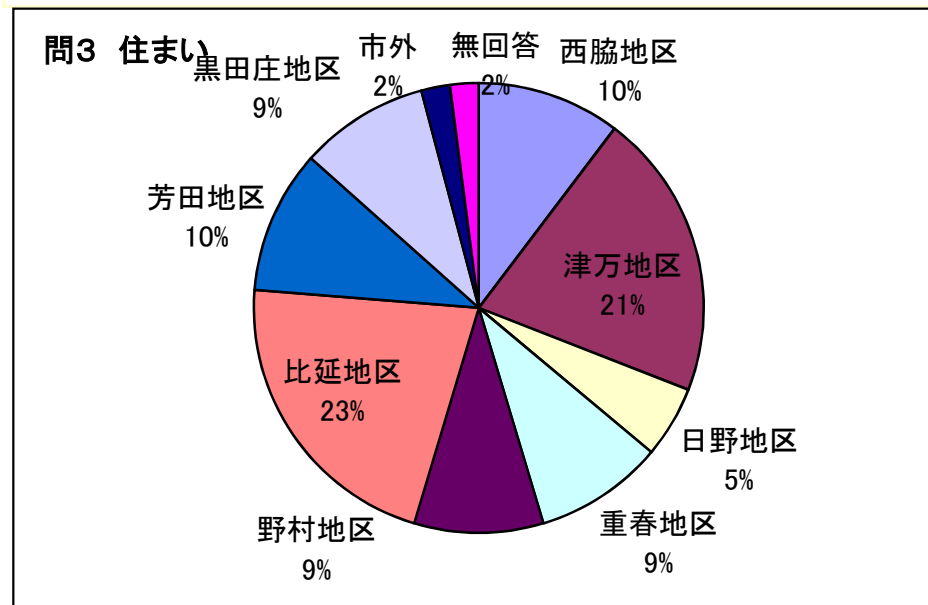
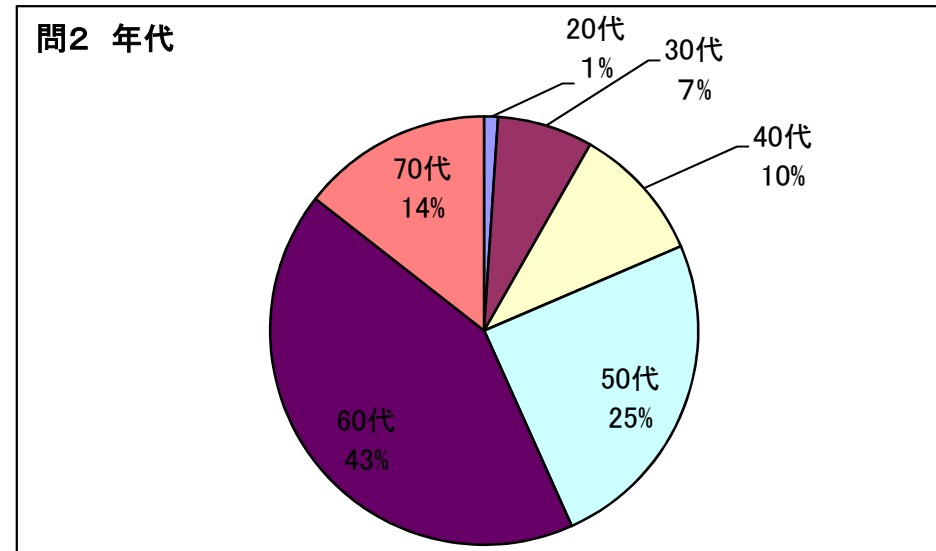
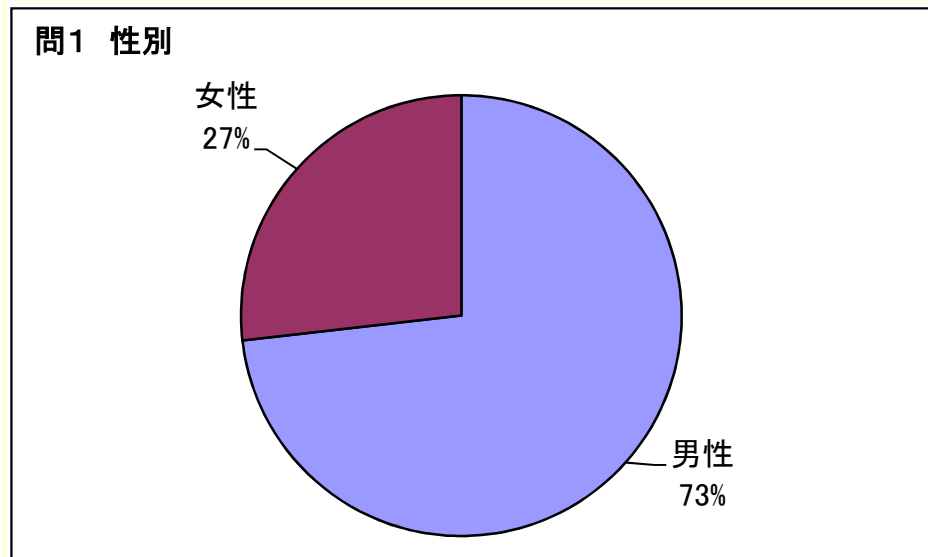
【条例素案修正案】

(参画と協働の推進)

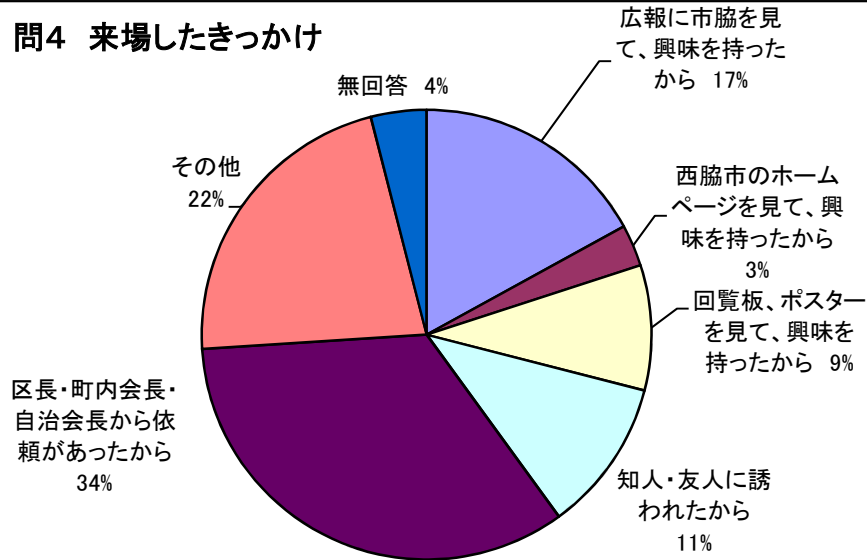
第9条 市は、参画と協働による市政を推進するため、 情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとしします。

2012.10.14 自治基本条例市民フォーラムアンケート結果

◎出席者 141名 ◎アンケート提出者97名 回収率68.7%



問4 来場したきっかけ

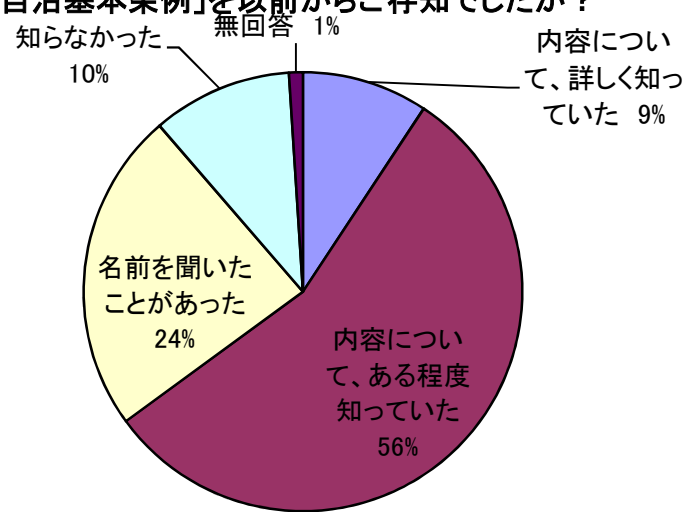


問4 その他の意見

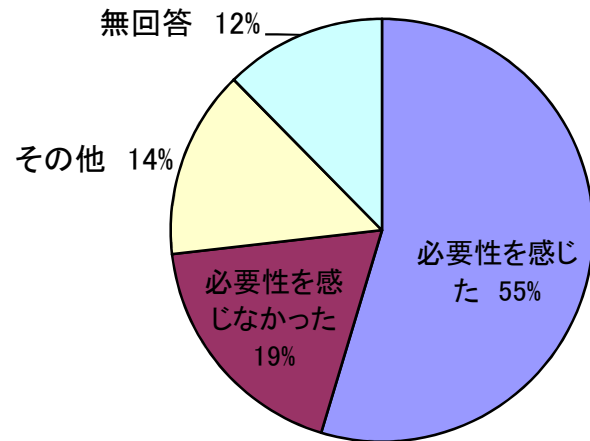
検討委員
職務上、多いに関係するから。
庁内LAN
担当課よりフォーラムすることを聞いた。
まちづくり活動に参加している中で強く意識している問題である
町内役員として。
新聞により知り、参加した。
中学生の作文を妹が読むから。

問5

「西脇市自治基本条例」を以前からご存知でしたか？



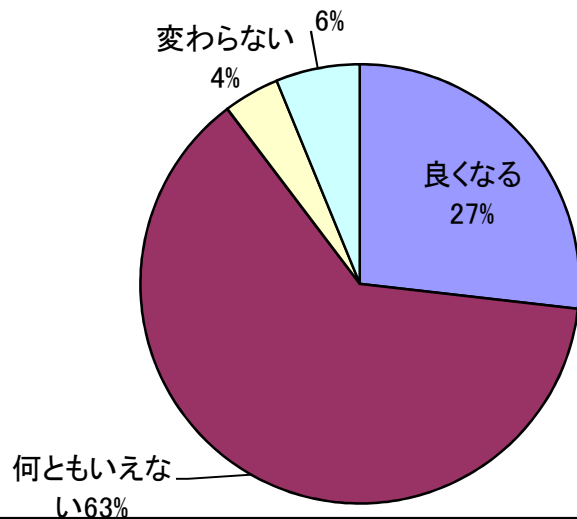
問6 本日のフォーラムに来場されて、自治基本条例の必要性を感じましたか？



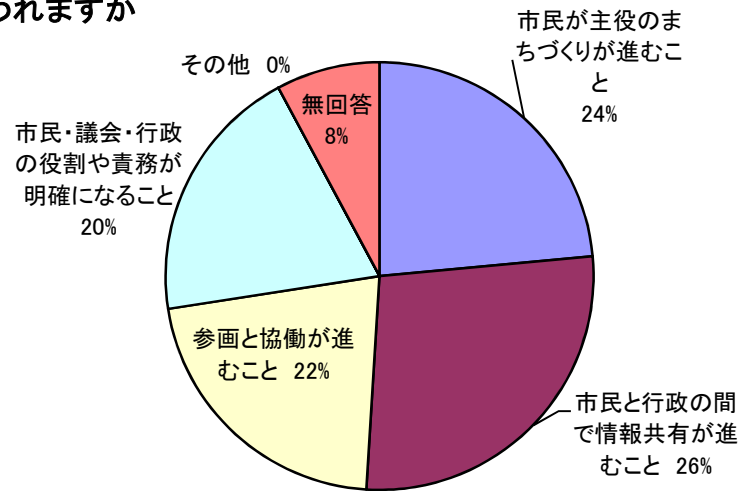
問6 その他の意見

まだよく分からない。
形式的な制定よりも、実践・活用が重要と思います。
具体例が少なく、判断が難しい。
少子高齢化、人口減少という大きな社会の変化の中で、行政の果たすべき役割大であることを思うとき、条例の制定はどんな意味を持つのかと思います。
市民にどう浸透させていくのか、意識化を図ることができるか。
今の自治会とどう違うかまだ理解できていない。
思案中
何ともいえない。

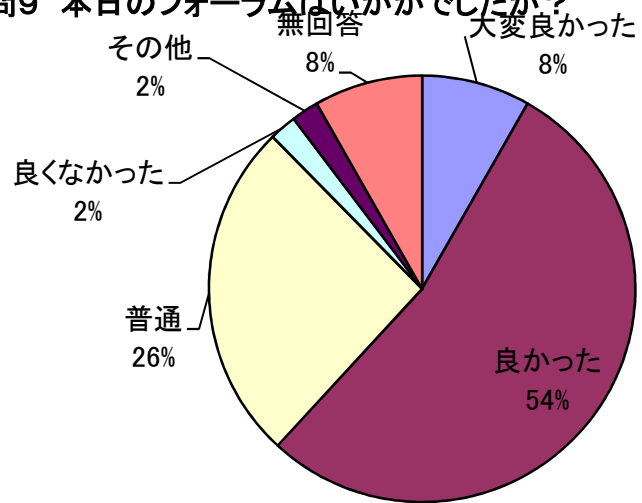
問7 自治基本条例を制定することで、西脇市の市政や暮らしは良くなると思います無回答



問8 良くなると思われた方は、どのような点で良くなると思われますか



問9 本日のフォーラムはいかがでしたか？



問9 その他の意見

少し中身がわかった。
 少しかたかったと思う。

問9 フォーラムの感想やご意見

質疑応答がない。

自治基本条例も大切なかもしれませんが活気ある地域、町づくりをする為には、まず若い人たちはもちろんの事、働く場所がある事、西脇から人が出て行かない事。

地場産業の活性化に対するフォーラムの拡大もお願いしたい。西脇市には元気が無い！市民憲章の各戸への配布を願いたい。毎年1回の配布の実行を願う。

パブコメ、一部反対者への対応をどうするのか検討ください。やはり質疑はいつたのかな。

地域の課題を解決していくための手伝いツールを形式化、明文化していくことは、実践・活用の前段階として非常に意義のあることと思う。職員にとっては甚だプレッシャーになることと思いますが、ただ、こういったツール活用できる人は、社会の強者であり、多数派だけではと危惧しています。多様性の尊重の理念を謳うことがその備えであると思いますが、前文にだけでも(理念だけでも)社会的弱者(子ども10%、障害者3%)にコミットメントしていくことを入れてもいいのかなと思いました。

朝来市の事例発表-現状報告は、今後変化する地域社会のあり方の参考になった。条例の制定により、全てが改善するわけではないが、意識の変化に向けて少しずつ働きかけていきかけのひとつになれば・・・と思う。

いねむりしてる人多かったです。特に市議員さん数名。おしゃべりが聞こえたので振り向くと市議員さん。西脇市大丈夫でしょうか？

パネルディスカッションの朝来市の例が参考になりました。岡林会長様ありがとうございました。コミュニティの必要性和市民の参加意欲が大切である事がもっとも重要であった。

条例を制定してもそんなに変わらないと思っていた。むしろ手続きが大変になるのではと思っていた。しかし、朝来市の話聞きやすすぐには無理だけど、時間をかけていけば慣れてくるかもしれない。この条例の主旨がみんなに浸透していくように思う。

まず市民が自覚して実践してみるべきではないか、その中で西脇市市民にとってより良いものとなるのではないかとと思う。それもやる気があるかどうかで決まる。西脇市の活性化も同じである。

第18条は現在大店立地法に守られて(?)市内に進出して来る量販店・店舗に対して商工会議所、商業界が直面している悩ましい問題にズバリ該当します。全体的にもこの問題に対処すべく商業活性化まちづくり関連として理念条例が制定されています。西脇市において現在市議会の委員会で検討中ですが、ぜひお知恵拝借、ご教示願いたいと思います。西脇市が誇れるTMOは検討委員会で話題として上がっていますが？

話の基点がボケ過ぎていて、市民には何も伝わっていないのではないかと。今、なぜ自治基本条例が必要なのか？条例制定により何が変わるのか、何が生まれるのか？がまったく伝わらない・市民が理解せぬまま条例が施行されても意味が無いのではないかと。

参画と協働がまちづくりの基本であると思う。金にならない自治活動には若者が集まらない。→これをどう克服するか？乗り越えるか？→魅力ある自治、まちをつくる、自分も協力したい。そんな取り組みはできないものか？

具体例が少ない。各地域ごとに「見える化」が必要。西脇区での「区→町内会」の取り組みが「コミュニティ」に近いのでは？これをPPで他地区(充足していないパーツも含めて)との差を説明すればわかりやすい？

良い会であった。がこの条例についてはまだ市民に十分認知されていないようなので、制定はまだ早いと思う。この条例について盛り上がりも無い。

今進めている「まちづくり」との違いはどうなのか。そのあたりがもうひとつ分かりません。

朝来市の自治協議会さんのお話をお聞きした事は、四町合併により朝来市が制定されたのですが、役場が無くなり不便さの中でまちづくり協議会(自治協議会)の活動が強まったと感じています。元気に地域との絆を大切にがんばっておられる様子、感動しましたが「自治基本条例」が必要であったかどうかは分かりませんでした。

地方自治法の範囲内での条例であり新たな条例が必要であるのか疑問である。10年後、20年後の集落運営ができるのか！行政の代替ができるのか心配である。「町づくり委員会」「町づくり協議会」の再編、子供会、PTAの再編も視野に入れて条例を考えなおしたらどうか。

今まで数回説明を聞いています。動員回数が多く、時期的なことも考えて開催してほしい。10月は行事が多い。

なぜ自治基本条例が必要なのかは理解できていませんが、住民自らが自治基本条例をツールとして良い方向に人づくり・まちづくり、つながりが進むといいなと感じました。

条例を制定することで町は良くなると思う。ただ、この機会をとらえて市民の意識を変えていくチャンスに活かしていければよいと思う。各種団体をいくつかの部会に分けて活動しているという「よふど」の地域の会長さんの意見は参考になりません。交流のツールとして使えばよいと思いました。

必ず実践をしてほしい。

フォーラムと関係ないが、いつもマイクの音量が良くない、聞こえないので残念。

なぜ、今になって作らなくてはいけないのかははっきりしない。メリットは分かるが、一番問題になっているのはなにか、デメリットを教えてほしい。

パネルディスカッションが分かりやすく良かったと思います。

自治基本条例ができてても安心していても具合の悪いときは速やかに改正できるよう願う。

批判の声を出す人もいないと「よいしょ」フォーラムになってしまった。

行政が見本を提示して市民がみんな幸福になると考えるのは錯覚で、結果として「不平等な平等」を生んでいる。状況は変わらない。切り口を変えて各集落が持つ課題ごとに町民が課題を分担する。これは各地区毎年変化するものを前提に新しい課題ごとにスクラップアンドビルドしながら対応する。これを多様なニーズに対応できる行政に。

合併の町の運営等を参考にさせていただきます。いくつかヒントを得ることができました。

地域自治組織の再編、市民の意識が変わっていくこと(自らが積極的にまちづくり、自治に参加していくこと)が今後の地域づくりに必要だと感じました。自治基本条例はそのための土台であると分かりました。あとは、地域が具体的に変わっていくことが大切ですね。そのために市役所と地域組織の情報の共有や、まちづくり活動への支援も、ますます重要になってくると思います。与布土のまちづくり活動、分かりやすく参考になりました。

2条の市民の定義が不明。14条地域自治協議会が重要な位置づくと思うが、権限と位置づけはどうなのか。参加資格は？42条当条例が他の条例等より優越するような位置づけに解釈されるのか？法律上その様なことが認められるのか？合併時は広報であまり取り上げられていないのになぜ日本国内で多くないのに急ぐのか。金を大きくかけて、地域より各町の町づくりを進めていくことが大事。町内コミュニティが重要。フォーラムはまちづくり、地域づくりの話が多かったと感じた。条例とはあまり関連無いのでは。

当たり前のことのようにですが、市民一人ひとりが自分の身の回りをチェックすることが大切で、そのことからスタートすべきであると思います。

憲法や自治法で定めてあることがほとんどだと言っていた。どのようなものを西脇市の条例として定める意味があると思えない。

相変わらず市長の話が長い。

リタイヤした後の方に2～5年間、自治会やその他の団体に参加してもらって条例を作れば・・・。

暮らしやすい西脇市になるように、市民、議会、行政が積極的に前向きに取り組んでいければと思いました。

朝来市の先進例を紹介しましたが、事例があまりにも少ない。もっと全国の対象の事例を公開してほしい。ホームページ等の話がありましたが、全部周知されたい。限界集落が目前とのことですが、具体例をもっと取り上げてほしい。

自分たちの住む街を良くしていくために力を合わせないといけないと感じる人々の集まりのはずなのに、非常に残念な点が多く目につきました。未来の担い手である中学生が作文を一生懸命読んでいるのに、拍手をしない大人があまりにたくさん目につきました。早口すぎて聞き取れない部分も何度もありました。何も分からないからこそ参加したのに、それではあんまりではないでしょうか？スピーカーの都合もあると思いますが、「みんなが主役」がスローガンならば、小さい子どもから年配の方までが誰が参加してもきちんと聞き取れて、考えたいと思える会づくりをまずすべきではないでしょうか。委員会のご発展を祈念いたします。

今、改めてすることであろうか。時期尚早。職員、住民が条例知識を共有しなければならない。